

「令和8－10年度外国人バス運転手養成支援業務」質問に係る回答票

令和8年2月10日

№	受理日	質問（冒頭に記載がない限り、業務仕様書に係る質問）	回答
1	1/30	提案説明書「5 企画提案を求める項目」を拝見する限り、企画提案書は10ページ程度での作成がもとめられていると理解しますが、具体的な枚数制限などは無い認識でよろしいでしょうか。また、両面印刷と記載がありますが、枚数を指すのか面数を指すのか、どちらになりますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、当該記載は目安のページ数であり、上限は設けておりません。 ・「ページ」は片面を想定した記載であり、仮に10ページとした場合、両面印刷し、用紙は5枚（+表紙1枚で計6枚）となる想定です。
2	1/30	提案説明書5(2) 現地養成に関すること エ 応募要件の想定（必須事項以外の要件（日本語能力試験（N4）等）の設定要否）とありますが、“必須事項”とは、何を示していますか。また、“ここで指す”応募とは、養成に関する応募の理解で合っていますでしょうか。もしくは、採用内定に関する応募を指していますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須事項は「現地の運転免許を保有していること」を指します（業務仕様書4(1)ア(イ)） ・「応募」については、お見込みのとおり（養成に関する応募）です。
3	1/30	提案説明書5(1)エ 事業実績について（企画提案書類提出日時点）とありますが、社内の集計・データ整理の関係上12月末時点の数字となっても問題ないか。	問題ありません。企画提案書及び提案概要（回答欄）に時点を付記していただくようお願いいたします。
4	1/30	市民理解の醸成のため、WebサイトやSNS（既存のサイトやアカウントの活用可）を活用して当該事業をPRすること。投稿頻度は月2回程度とありますが、こちらの投稿開始時期の目安はありますか？（内定人材確定後、令和9年11月入国後等）	提案内容により変動する可能性はありますが、業務仕様書に記載の例示のとおり、現地養成中から発信を開始する想定です。

5	1/30	<p>着任後の雇用条件によって人材募集の可否が決まるため、各社の雇用条件を教えてください。</p>	<p>現時点で各社の想定している雇用条件を記載いたします。</p> <p>A社（5名受入れ予定） 【モデル月収】211,650円（基本給179,150円、調整手当2,500円、乗務手当30,000円） ※その他諸手当あり ※基本給・調整手当は年齢・経験により変動あり 【賞与】年2回 （4.48か月分・7月及び12月※令和7年度実績） 【期末手当】なし 【週内勤務時間】40時間以内 【年間休日】105日 【勤務地】札幌市内のバス営業所 【年次有給休暇】入社時14日付与（最大20日）</p> <p>B社（3名受入れ予定） 【モデル月収】209,100円（基本給201,600円、等級手当500円、住宅手当7,000円） ※その他諸手当あり ※基本給は年齢による変動あり 【賞与】年2回（3か月分・6月及び12月※令和7年度実績） 【期末手当】業績により支給の場合あり（3月） 【週内勤務時間】40時間以内 【年間休日】91日 【勤務地】札幌市内のバス営業所 【年次有給休暇】法定日数を付与</p> <p>C社（2名受入れ予定） 【モデル月収】213,200円（基本給210,000円、住宅手当3,200円） ※その他諸手当あり ※基本給は年齢・経験に関わらず固定 【賞与】年2回（計3.5か月・6月及び12月※令和7年度実績） 【期末手当】原則なし 【週内勤務時間】40時間以内 【年間休日】年105日 【勤務地】札幌市内のバス営業所 【年次有給休暇】法定日数を付与</p>
---	------	---	--

6	1/30	会社毎に雇用条件が異なる場合、10人を各社がどのように受け入れるのか、選考方法(割り振り)について教えてください。	バス事業者3社において候補となる外国人材を面接し、順位付けを行います。また、候補となる外国人材側からも、雇用条件等を踏まえ、バス事業者の順位付けを行っていただき、双方の意向を踏まえて調整する予定です。 なお、養成後の内定となる場合は、特定のバス事業者のみを希望することは認められません(順位付けを行ったうえで、3社全てを希望していただきます)。
7	1/30	定期面談の実施方法につきましては指定がございませんが、対面・オンラインについては入管法に準じるという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	1/30	提案説明書5(1)エ「国外における運転技能教育実績の有無」について、提携先の日本語学校で出張授業をしている場合は「直営」との扱いで良いでしょうか。	講師が貴社の指揮命令下にある者であり、貴社のカリキュラムに基づいて実施しているものであれば、「直営」の実績として扱っていただき差し支えありません。 ただし、企画提案書及び提案概要(回答欄)には「提携校への講師派遣形式」である旨を付記していただくようお願いいたします。
9	1/30	各証明書は受託者負担とされていますが、技能評価試験の合格証明書は所属機関による発行申請、支払いとなっており、扱いはどうなりますでしょうか。	当該事業についてはバス事業者における外国人材受入れをパッケージ化したものであり、制度上、申請手続きや支払いを所属機関(バス事業者)が行う必要がある場合であっても、実質的な負担は受託者に行っていただくこととなります。
10	1/30	普通免許取得の方法について、外免切替を前提にされていますが、教習所で普通免許を取るパターンで進めても良いでしょうか。	問題ありません。ただし、その場合も免許取得費用は受託者に負担いただくこととなります(差額請求は認められません)のでご注意ください。
11	1/30	令和9年11月1日(月)入国とありますが、これ以前の入国は可能でしょうか。また要件が整った人から分散入国は可能でしょうか。それとも、全員がこの日にそろって入国する必要がありますでしょうか。仮にすでにJLPTのN3を保有する人材から応募があった場合、技能評価試験を受けるだけで告示55号の認定申請が可能になります。この場合、状況によって1年間ほど入国を待ってもらう必要がありますが、入国日を前倒しすることが可能か、確認させてください。	入国条件が整った人材から順次入国することについては、3社とも対応いたしかねます。 また、入国条件が整った場合の入国時期の前倒しについては、入国時期が早まることを事前に合意できた場合において、バス事業者単位で数か月程度入国を早めることは可能です。 ただし、3社いずれも受入れに向けた事前準備が必要となるので、養成開始の早い時期に協議が必須となります。

12	1/30	<p>今後、入国時の N3 要件が緩和され、N4 入国も可能になる可能性がございます。仮にこのような運用が実装された場合、内定者が本事業の内定辞退をして N4 入国可能な(ハードルが低い)会社に転職をする事例の発生も見越されます。将来的な可能性の部分ですのでお答えは難しいかと存じますが、国交省の制度運用の変更次第でN3 要件を緩和する可能性がおりか、可能であればご教示ください。</p>	<p>本事業は、バスの運行に必要な運転技能だけでなく、乗客への接遇や緊急時の対応等も含めた「質の高いバス運転手」の養成を目的としています。そのため、仮に国の制度上の入国要件が緩和された場合であっても、原則として仕様書記載の「N3相当以上」の習得を目指す方針に変更はありません。</p> <p>したがって、受託者においては、募集・選考の段階から本事業の目的や優位性（手厚い学習環境やキャリア形成等）を候補者に対して十分に説明し、高い目標に向けて強い意志を持って取り組む人材を確保・選抜することが求められます。</p> <p>なお、制度改正等に伴う業務内容の変更については、業務仕様書 9 (2)の規定に基づき、その時点での社会情勢やバス事業者の意向等を踏まえて協議により決定します。</p>
13	2/2	<p>特例講習の受講費用負担について。本事業では、普通一種免許の費用は受託者負担、大型二種免許費用については事業者負担と解されます。その上で、現地での運転経歴が3年に満たない人材を採用した場合、契約期間内で大型二種免許を取得するためには、教習所にて受験資格特例教習を受ける必要があります。この講習は普通免許取得費用と同等の高額な講習ですが、こちらの費用は受託者負担となりますでしょうか。</p>	<p>特例講習の受講費用につきましては、大型二種免許の取得に必要な経費としてバス事業者の負担としております。</p>
14	2/2	<p>外国人材の来日後の住居確保について、登録支援機関の受託業務の一環となっておりますが、一般的には会社様の寮がない場合、来日前に個人契約をすることが大変困難となっており、場合によっては受託者で宿泊施設を確保する必要性も生じます。そのため、住居について会社様に寮があるか、無い場合は法人契約をして寮を用意する可能性があるか、確認させていただきたく存じます。</p>	<p>3社とも現在社員寮はなく、法人契約にて寮を用意する予定もございません。</p> <p>ただし、B社（3人受入れ予定）についてはあっせん可能な自社物件があるため、空室があれば入居することが可能です。</p> <p>なお、住居確保に係る支援の内容（受託者による宿泊施設確保及び費用負担等）については企画提案書に詳細をご記載いただきますようお願いいたします。</p>

15	2/2	事業広報について、HP(Web サイト)などを立ち上げた場合、保守管理などの維持費が発生しますが、こちらについて、契約期間内は受託者負担と解されますが、契約終了後のHPの運営について、受託者の負担は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本事業のために独自に取得したドメインや構築したWebサイト、SNSアカウント等の成果品及び権利については、業務仕様書9(5)の規定に基づき札幌市に帰属します。したがって、契約期間終了時においては、札幌市の指示に基づき、サイトデータの譲渡、管理者権限の引き継ぎ、または閉鎖等の必要な措置を講じていただきます。なお、当該措置に係る経費（作業費等）は契約金額に含めるものとします。
16	2/2	外国人材に対する日本語学習講座について、講義時間が指定されていませんが、こちらは任意の時間という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、講義時間の下限等は設定しておりませんが、「バス運転手として実践的な日本語」の習得を目的としている点や参加人数が10名となる点を踏まえ、適切な時間設定をいただきますようお願いいたします。
17	2/2	在留資格の認定や運転免許の取得に必要な資格や書類について、記載がないものもございますが、これらも基本的に受託者負担との理解でよろしいでしょうか。具体的には、昨年から必要になった「結核スクリーニング検査」の受診料や、運転経歴を証明するために大使館に発行申請をする「運転経歴証明書」の発行費用の負担についてです。	お見込みのとおりです。業務仕様書4(1)、4(2)ウ、4(3)ア(イ)等の規定に基づき、在留資格申請や外免切替等の手続きに必要な書類の発行手数料、検査費用、翻訳費用等については、仕様書に個別の名称の記載がないものであっても、原則として受託者の負担となります。
18	2/3	仕様書「6 再委託について」につきまして、再委託可能な範囲について詳細をお伺いできますでしょうか。(例：委託事業全体の費用に対して再委託費が●以上超えてはならない、●●業務について任せてはならない、など)	再委託費用の割合等に関する一律の基準は設けておりません。再委託の可否については、申請の内容（再委託の必要性や再委託先の履行能力等）により個別に判断します。ただし、業務の全部を一括して第三者に再委託することは認められません。 なお、日本語教育や運転技能教習などの専門性を要する個別業務は再委託の対象となり得ますが、本業務の根幹となる企画立案、関係機関との調整、全体の進捗管理などの統括業務については、原則として受託者自らが実施する必要があり、再委託は認められません。
19	2/3	バス運転手を養成する外国籍人材の国籍につきましては、改めて特別な制限はありませんでしょうか。(企画提案を求める項目として養成する国籍とその理由について記載がありましたが、説明が妥当であれば国籍を問わないか改めて確認したく存じます)	お見込みのとおり、養成対象となる外国人材の国籍や養成拠点の設置国についての指定や制限は設けておりません。
20	2/4	本事業において人材の紹介を予定しているバス事業者3社につきまして、運転予定の車両はマニュアル (MT)、オートマチック (AT) のいずれになりますでしょうか。	3社ともマニュアル (MT)、オートマチック (AT) のいずれの車両も運転を予定しています。

21	2/4	提案説明書3(5)予算額(事業規模)に記載の(内訳)の金額につきまして、見積作成にあたり、各年度の金額をそれぞれ上限額として認識する必要がございますでしょうか。それとも、全体の予算額(24,087,000円)の範囲内であれば、各年度の配分につきましては、必ずしも当該内訳額を上限としないとの認識でよろしいでしょうか。	各年度の金額をそれぞれ上限額として、お見積を作成いただきますようお願いいたします。本業務は債務負担行為を設定しており、各年度の支払いは当該年度の設定額の範囲内で行うことができません。したがって、各年度に設定された予算額(内訳額)を超過する提案は認められません。
22	2/6	本件、「企画競争提案説明書」の「4 企画競争参加資格」の(9)に記載の「求職者の紹介実績(採用内定を含む。)」の「実績」の具体的な定義を教えてくださいませんか？	「実績」とは実際に雇い入れ企業に対し求職者である特定技能外国人(特定活動55号を含む)を紹介し、その後就業を開始したものを想定しています。ただし、就業開始日が企画提案書の提出日以降となる場合に限り、企画提案書の提出日時点で採用内定が出ているものも実績に含みます。なお、外国人材の居住地(国内/国外)は問いません。
23	2/6	人材紹介に係る費用の中に入国諸費用(現地送出国費、航空券、健診)は含まれていますでしょうか？1,538,000円以内に収まるようにするべきでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	2/6	毎月の支援費用が38,500円となっておりますが定額でしょうか。	お見込みのとおりです。
25	2/6	アパートの契約、物件探しのみを外注していますが、再委託に該当しますでしょうか。	本事業の一部として実施いただく場合は、業務仕様書6に記載のとおり再委託に該当します。
26	2/6	10名というのは、登録支援機関1社が選出され1社で対応するのでしょうか。	お見込みのとおり、本業務の受託者1社でご対応いただくことになります。
27	2/6	免許取得費用はバス事業者が全額負担でしょうか。	業務仕様書4(3)ア(イ)に記載の「外免切替等の手続きに係る支援」については、委託業務に含まれているため、受託者の負担となります。その他大型二種免許取得に関する必要経費は外国人材を受け入れるバス事業者での費用負担を予定しております。
28	2/6	提案説明書11(5) 契約保証金の免除される規定要件とは何になりますでしょうか。	札幌市契約規則第25条の規定となります。 https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki/H404902100009/H404902100009.html
29	2/6	受入先のバス会社へは3社均等に人数を分ける形となりますでしょうか。	A社5名、B社3名、C社2名の内訳で受け入れ予定です。
30	2/6	10名に満たず、病気、ケガ等により欠員が出た場合はどうしたらよろしいでしょうか。	業務仕様書5(3)のとおり取り扱うこととしております。

31	2/6	フィリピン人材の場合はMWO（フィリピン移住労働者事務所）での企業様の審査があります。3社に受入があるとすると3社の登録手続が必要となりますがよろしいでしょうか。	<p>手続きを行うことに問題はありません。提案内容に基づき、特定の国籍（フィリピン等）の人材を受け入れるために必要な手続き（MWO登録等）が発生する場合、バス事業者は当該手続きに必要な書類の提供や審査への対応等について協力します。</p> <p>ただし、当該手続きは受託者の提案した国籍・スキームに起因して発生するものであることから、受入企業（バス事業者）側の登録・申請等に係る費用であっても、原則として受託者の負担とします。また、申請書類の作成支援、申請代行、現地当局との調整等の実務についても、業務仕様書4(2)ウ「バス事業者...に対して入国に向けた各種申請に係る支援を行う」に基づき、受託者の責任において行ってください。</p>
32	2/6	入管審査が遅延し、入国が遅れた場合はどうなりますでしょうか。	業務仕様書5(3)のとおり取り扱うこととしております。
33	2/6	10名要件を満たした方について、面接等で採用、不採用の判断はされますでしょうか。	<p>原則として、仕様書に定める要件（特定技能評価試験の合格、JLPT N3相当以上等）を満たした方については10名まで採用を行う方針です。</p> <p>ただし、最終的な採用の可否は、バス事業者による面接及び健康診断の結果を経て決定されます。具体的には、バスの安全運行に支障をきたす健康状態でないことや、日本の法令・交通ルール、及び各バス事業者の就業規則（勤務時間中の宗教的行為への対応等を含む）を遵守できることが前提となります。特定の懸念事項がある場合は、企画提案時においてご提示ください。</p>
34	2/6	提案説明書4(6)について、札幌市での法人住民税の支払いがあることが必要でしょうか。	市区町村税については、事業所が所在する市区町村における法人住民税等を想定したものであり、札幌市への納税実績を求めるものではありません。